

第十回 参議院文部・地方行政連合委員会會議録第二号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午前十一時十二分開会

本日の會議に付した事件

○産業教育法案(衆議院提出)

○委員長(堀越俊郎君) それではこれから産業教育法案に関する文部委員会並びに地方行政委員会の連合委員会を開会いたします。

○西郷吉之助君 提案者並びに文部当局に伺いますが、第十八条の「政令で定める基準に達していないものについて」というその内容を詳細に伺いたいと思います。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 第十八条の只今の御質問は……。

○西郷吉之助君 「政令で定める基準に達していない」と書いてあります。が、内容はどのようなことですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) それにつきましては、政令で定めまします。申します政令ということとは、これから実は定めることになつておるのでござい

ます。現状におきましては職業教育を行なつておるといふことは名ばかりで、実際はその教育を行つ段階にまで行つていない水準のものが非常に多いのでございまして、少くとも職業教育を行つというからにはどこから見ても行えるという状態にまで基準は高めなければいけないと思ひます。そこま

で高めようとする者に対して補助を与えようという考えでやつております。

○西郷吉之助君 これは国の補助金に

関係が深い内容を持つておるものであります。而もその中心は政令で定める基準が問題であり、その政令ができ

ておらないというふうなことであつて、而も国の補助を考へるということ

ができるのですか。大体実際のことがわかつておつて、而してこういう法案が作れるかも知れないが、「政令で定める基準に達していない」と、そういう政令も何も考へていない、まだきま

つておらないもの、而もそれが国の予算に重大なる関係を持つものでありながら、その基礎をなす政令がきまつていない。それではこの条文が全く意味をなさないということになる。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 只今申上げましたのは、これが新しく制定されます法律について、これから定める政令というものについて、将来の政令の問題でございしたので、申上げたのでございしますが、現段階においては高等学校の設置基準といふものがございまして、現段階においては一応の基準に基いてやつておりますが、この法案が制定されて実施される時に、地方の特殊性とか、いろいろ特殊な面をこの法案で取上げておきますので、立地状況その他によつて又基準の要素が變つて来る次第でございまして、大体において現在においては普通教育の水準はできておるのでござい

ます。基準はきまつておるのでございしますが、この法案が実施されますと特殊な状況、立地状況、その他の問題が新たに出席参りますから、そこでこの審議会において審議し

て、地方の特殊性その他に應じた基準を作ろうということでございます。

○西郷吉之助君 それでは伺います。一応二十七年から行われるようなお考へと思ひますが、例えばこの予算の内容はどのよう

に考へておられますか。金額はどのよう

な程度を予想せられますか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 大体只今申上げた現段階において、一応の設置基準に基いてそれを基礎として出しました数字から申上げますと、総額において二百億という予算上の計算が出ておるのでござい

ます。

○西郷吉之助君 二十七年だけで今申上げた数字は、これが新しく制定されます法律について、これから定める政令というものについて、将来の政令の問題でございしたので、申上げたのでござい

ますが、現段階においては高等学校の設置基準といふものがございまして、現段階においては一応の基準に基いてやつておりますが、この法案が制定されて実施される時に、地方の特殊性とか、いろいろ特殊な面をこの法案で取上げておきますので、立地状況その他によつて又基準の要素が變つて来る次第でございまして、大体において現在においては普通教育の水準はできておるのでござい

ます。基準はきまつておるのでございしますが、この法案が実施されますと特殊な状況、立地状況、その他の問題が新たに出席参りますから、そこでこの審議会において審議し

て、地方の特殊性その他に應じた基準を作ろうということでございます。

ざいますし、来年度のことでありますので、事務当局もはつきりした予算の約束はできませんという事は向うで申しております。併し話し合はいたした

○西郷吉之助君 国会で予算をきめるというが、決定権はあります。が、予算の骨子、根本基礎はこういふふうな法律を考へる人が実際に考へて見てや

らなければならぬので、予想も付かん金額をただ国会がきめるのじやないの、御承知の通り予算を提案するのですからそれには十分なる内容を持つておられなければ、審査の上に非常な困難を来すと思ひます。伺つておるのです。が、六・三制の問題も果してこの施設は今日非常に不十分であります

が、この提案者の説明を聞きますと、新教育制度の欠陥である職業教育が非常に低下して、そういうふうなことに對する責任はどうか考へておりますか、文部当局として。

○政府委員(辻田力君) 六・三制の予算につきましては、先般御承知の通り生徒一人あたり〇・七坪までに引上げるために文部省としては努力しております。でございますが、なおこれはこれで以て足りるわけではございません。で、生徒の一人当りの坪数もござい

まして、完全な教育が行われるように努力しております。この際

に産業教育法案がございまして、このために相当額の経費が要するという事であります。これは我々もいたしましては、産業教育法の提案される趣旨をよく了解しておるのでござい

ますが、

現在の教育の実情を見ますと、普通教育と申しますか義務教育についても欠陥がござい

ますが、特に産業教育方面におきましては非常な立遅れと申します。か欠陥がござい

ますので、このために国会の方で産業教育の振興を一層図るべきだということ、この法案を御提出になつたのだと信じておる次第でありまして、従つてこの法律案が成立をいたしましたこのために産業教育振興に非常に役立ち、又補助等につきましても新しい企画において新しい補助を認められま

すという事になります。と、教育界のために非常に有意義であり又非常に喜ばしいことだと思つておる次第でござい

ます。

○衆議院議員(長野長廣君) 今西郷委員から御質問の要点につきまして専門員からお答えしましたが、なお少し補足して申上げておきたいと思ひ

ます。この予算につきましては、最初この法律そのものが予算の裏付といふものが確かになければならぬ性質の法文になつております。或る意味においては、具体的な予算の方針まで織込みたいと、先例の比較的少ない法律案であるので、先ず大蔵大臣に交渉した結果、大蔵大臣としては大体教育制度の充実を期する意味からその新法でその方面の折衝をしてよろしい、こ

ういふ了解を得まして、それから要するに大蔵関係方面その他に了解を進めて行きました。が、最後に関係方面に示す前に大蔵当局に具体的に示した、あとからお手許に差上げたと思ひますが、予算表がござい

基づきましてこの法案ができ上つたものでありますから、具体的な予算表というものと不離一体の形において本文ができ上つております。それからそれに対しては大蔵大臣或いは主計局長、その他の事務当局におきましても相当深刻な調査をして参りまして、そうして正式にはこの前の当委員会におきまして主計局長からは相当踏み込んだ責任ある答弁をいたしてございまして、この法案の裏付となる数字につきましては先ず了解を得た上で答弁に当られたものと、こういうふうな我々は解釈いたしておる程度の答弁があつたのであります。さうなわけでありますから、その点については大蔵当局としてはやはり異議がないものと認めております。

それから次に地方財政委員会関係或いは衆議院地方行政委員会及び自治庁関係につきましても具体的に意見を徴し、且つ特に希望事項等についての了承を求むべく交渉しましたが、心から賛成をしてくれまして勿論異議はないから何分通してくれという、こういう程度の了解を得た次第であります。大体数字についての関係はそういうふうになつております。

○西郷吉之助君 今御説明を聞きました、七カ年で総額二百億、それに関連して地方の公共団体の負担額はどの程度を予想しておられますか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) この本法にもございまして、地方の負担というものは殆どないでございまして、任意の形で設備充実その他やうという希望のある地方がございまして、それに対応した予算を国庫から出すというふうな規定にいたしてござ

いまして、現在今までも公立の学校は地方で何がしかの県の負担でいろいろとやつておるのでございまして、この法案ができますれば今まで通りやつていく上に、今度はこの法案によつて何がしかの補助が参ります。それだけがむしろプラスになるのでございまして、地方にとつては負担はないというふうな考へております。

○西郷吉之助君 今の、最後に負担が地方にないと言われるが、それでは今の前に説明されておりますところと非常に矛盾することになりはしないのですか。地方の財政には何らの関係はないということはどうもわからない。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 先ほど二百億と申しましたのはその半分の百億が地方ということになつております。国、ということでございます。

○西郷吉之助君 関係はあるのじやないですか。重大な関係でしよう、その地方が百というものは、地方が半分を負担するということなんですか、どういうことですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 法律にございまして、従来の地方の学校行政というもののに附随して払われておるお金と申しますか……。

○西郷吉之助君 どこが払つてゐるのですか。国ですか、地方ですか。今みたいに訳のわからんような答弁をしてはわかんないで、これは質問しておるのですから、筋道の立つた答弁をして下さい。国だか地方だか今の御説明ではよくわからんのです、もつとはつきりした答弁をして下さい。

○衆議院専門員(石井勘吉君) 補足して私から申し上げます。概数二百億という

ことは最初の御質問のありましたこの十八条にあります基準というものを大体に予想いたしまして、その基準に照らしまして基準となるであろうと思われるものに、予想されたものに照し合せまして、現在のものの不足を充実するためにどうしても二百億くらい要するであろう、こういうことを最初に予想を立てまして、それでそのうちそれらは現制度のままでございまして、各地方公共団体或いは私立学校の法人自体が何年かの年数をかけて充実して行かされるべきものであります。それを大体この法案の基礎、裏付になつております予算の考へ方としましては、大体その半額の百億を国庫で負担をするという考へ方を最初委員長のお話にありました大蔵大臣との交渉も、総額としては二百億のうち国庫で百億、それを何年かに分けて、一つ考へてもらいたいというお話してスタートいたしてございまして、従つて現在でもその構想でござい

○西郷吉之助君 今の御説明で地方は半額の百億を負担することがはつきりしておるのです。そうしますと、国の負担は七カ年で区切られて、地方の財政は七カ年であとの百億を負担し得るという根拠はどこから成り立つておるのですか。

○衆議院専門員(石井勘吉君) そのところをもう少し御説明申し上げます。各学校の現状を御存じの方は大抵すぐおわかり頂けることと思いますが、各府県などの当局者は何としてでもやらなければ、教育らしい教育ができないという非常に惨めな学校が全国に漲つておる次第であります。各府県或いは私

立学校当局者というものは四苦八苦の非常に苦勞をして、現在でもそれを一日も早くと努力を続けておられるのであります。従つて放つておきますと学校らしい学校、教育らしい教育をできるようにするために私どもの概算で申しますと、どうしても二百億をこ

これらの当事者がみずから苦勞をせられなければならぬ現制度になつておるのであります。その中でこの法案が幸い通過いたしますれば、当事者が仮に案を作つて来られれば各府県から参りますとつまりこのものが充実できる。大体それに匹敵したものが国庫の方でお手伝いができるからスピードが倍になりまして、半分の年数で充実ができるようになる。こういうふうな考へ方をつたつた次第であります。従つて地方の負担が勿論零じやございませんが、この法律が成り立たないといひますれば御自分で全部解決して行かなければならぬ、当然やらなければならぬもの、それを半分ぐらいのところを国庫で手伝つて行く、こういう考へであります。

○西郷吉之助君 そうするとこの法案による二百億の補助に対して一般の六・三制なんかの教育のバランスは、それとはどういふふうになるのですか、文部当局に。

○政府委員(辻田力君) 文部省といたしましては先ほど申し上げましたように義務教育の充実を第一に考へておりますが、併し産業教育が非常に遅れておりますので、新しく六・三制の建物も建築するといふようなものに加えて、新しくこういうふうな補助金が増えらるるといふことは非常に望ましいことである、有難いことだと思つて

いる次第であります。

○西郷吉之助君 先ほどの説明者に伺いますが、これはもう放つておいても地方でやらなくちゃならぬものだ、それを国が半分でも負担してやるから非常にいいじやないか、速度を速めるじやないかというお話ですが、そういううなことは幼稚な書生論であつて、地方の財政は御承知の通り非常に困窮しているが、現内閣においては二十六年年度についてはどうしたか。平衡交付金を百九億も削り、地方の起債を百五十億削つてゐる。であるから地方の財政は殆んどやれない。従つて今日のこの議會でも地方自治体の警察の一部を廃止し得る法律を目下審議してござい

ます。学校教育も勿論地方でやらなくちゃならぬが、地方の財政ではそういうことができない段階にある。そういう段階であるのにこの半分の百億は地方の負担になる、だからこういうことを提案されるあなたは地方の財政をよく知つておられるかどうかを聞いてゐるのです。あなたの方は百億国が補助するからスピードが速まるからいいじやないか、放つておけば遅れるのだ、そういう幼稚なことを思われるのは地方の財政がよくわかつていないので、現内閣はどうしたのか、教育の必要だといふことはわかつてゐるが、平衡交付金や地方の起債も削つてゐます。であるからこういう法案を考える上には地方の財政をよく考へて頂きたい。簡単に百億負担ができるといううな、そういううな基礎資料のないことでは困るので、であるから最初からこの基準を聞いてゐるのです。政令で定める基準というのはい体どういふことであるのか。この内容を今きめておかな

いで二百億とか、地方に百億を国から出してやればスピードが増すじやないかというようなことは幼稚な考えです。地方の財政の困窮状態がよくわかつていない。困窮状態であつてさへ政府は二十六年度で百九億の平衡交付金を削つています。さうに地方の予算が苦しいからこういふふうにして七カ年で区切つてやつても果してうまく行くかどうか疑問です。ですから最も根本をなすこの基準はどうなつてゐるか、この基準がきまることによつて予算の大体金額が立つかも知れないが、その基準もきめないで、さうして基準をも審査を受けなければつきりこれがわからんじやないか。であるから聞いているのです。

○衆議院専門員(石井昂君) この十八条で申します基準というのはやはり専門的な相当な経験者、権威者が寄つて最後の判定を決定されるべきものと思ひますので、私どもは中央審議会の議を経て政令で定めるといふことで最後の決定をそれに待つておりますけれども、実際上におきましては先刻ちよつと申上げましたように随分ひどいがあるものであります。従つて何といふにしても仮に機械の学科を持つてゐるとすればモーターの一つや二つはなくちやならないという面から行きましても、殆んどそれすらないという学校が非常に多いのです。そういう点で大体のいわゆる常識判断、若し学校教育などをいたし或いはそれに関係しておつた者から見すれば、大体の見当というようなのは実はつくのでございます。文部省でもその頭で調べておられる材料がございますので、それを基礎にして最小限二百億はつきりな

ければ、どうしてもこれは成立しないという予想を立てた次第でございます。なお地方財政の窮迫状態ということは私ども一応勿論知つておるつもりでございますけれども、専門でございませぬから、今のお話の通り私どもの方の感じが鈍い節が多々あるだらうと思ひます。併し地方財政が詰つてゐるから、この面においては非常に弱い状況であるのだからこれを充実しなければならぬ。地方の財政状況が詰つておるだけに国庫からお手伝いをしなければならぬ。こういうふうな考え方を保持しております。なお地方のほうで或る程度やるつもりになられたところがある、十億円なら十億円、百億円なら百億円というものを用意せられた場合に、それと配合せましてさうしてなお特別に具体的府県の全体の財政力というものと配合せまして、必ずしも一律でなく場合によつてはそれと同額に或いは同額以上に、或いは比較的に全国的に見て力の多い府県であると見た場合には、特に同額よりも少く行くこともあり得るでしょう。それらの問題はやはり中央審議会で全般を配合してやる。地方財政の窮迫を少しでもお手伝いする、さうして全体のこの産業教育面の弱さを補充する、こういう氣持で作つた次第であります。

○西郷吉之助君 この十八条にはその他に「予算の範囲内において」と特になつてゐるのですが、殊更に予算の範囲内と書いておられるので、非常にこの点がどういふ意味かとも思われるのですが、今のお話で地方の学校教育施設その他は非常に六・三制の問題でも貧弱であつてあつて、我々はあるから政府に対して平衡交付金や地方

の起債を削つてはならぬという結論を出して言つておるが政府は頑として聞かない。そういう現状であつて六・三制でも非常にまだ完成してゐない。その上にこの提案者の説明にも急速に職業教育が低下してゐる、それが新教育制度の欠陥であると言つておられるのだが、文部当局は今までどうしてこういうことをしておつたかと思つてゐる。さうであるから急速にこれを復興するならば百億円を補助することは結構だが、こういうふうないろ／＼な單獨法がたくさん出まして、三分の一とか二分の一とかどん／＼地方の財政上の負担が植えるのです。それが積み積つて非常に地方の財政は圧迫をこうむるのです。さういふことだから我々は心配をするので、これは文部省の怠慢でさういふ職業教育が低下してゐることを急速になさなければならぬならば、この二百億程度を全額国庫負担にすればはつきりする。それをいろいろの法案によつて三分の一とか二分の一とかどん／＼地方の財政上に加えて行く、従つて地方の財政はさうでたに困難でありますから非常に迷惑で、勝手に法律を作つて半分とか、三分の一とかが植えて行く法案が多い。それが地方の財政上の一つの痛手です。さういふことを見逃してゐるからこういう結果になるのです。文部大臣が出席されませんでしたから、新教育制度の欠陥で職業教育が急速に低下してゐるというさういふようなことについて大臣はどう考へてゐるか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) これは一休教育刷新委員会できめたときには今の高等学校というのには決してすべて大学に進むというやうなものでなくて、農業高等学校とか、商業高等学校とかいうのを作つてさうしてそこで十分さういふ職業的な教育をしようというふうにきめたのですけれども、併しその後一般的に高等学校というやうな勢いが強くてそちらにいわば偏して、職業教育の方が手薄になつたという、さういふ実情なんです。これは初めきめたときにはさうきめたのじやないのですけれども、いろ／＼の点で急にこういう変化を來したものですから、さういふ点に欠点が生じたということとはこれはもう当局として誠に行き届かなかつたことなんです。だからそこを補うという意味でさういふ法律案が出來たといふのも、又文部当局の方に十分明らかに手が足りなかつたということに原因するといふことを私も承認するものであります。

○岡本愛祐君 文部大臣の只今の御答弁、私どもも高等学校が一般の高等学校に偏して、実業の高等学校といふものが設けられない方針になつたことをその当時から非常にいけないと思つておりました。私どもの郷里におきましてもさういふことがありましたので、これはいけないといふのでいろ／＼主張いたしまして遂に水産高等学校を作りましたのであります。その点は文部大臣、これもどうなさつて行かれるか、高等学校の一般に偏しておるのをどういふふうにしてお直しになつて行かれるか、その点を伺つておきたいと思ひます。

それからもう一つ、衆議院の文部委員長は提案理由の中では、戦前には青年学校、それ以前には実業補習学校があつて、働きつつ学ぶ体制がとられておつたが新制度においては十分さういふことを考へておられない。それで一カ年に百万の多数を占めるこれらの者が職業的には殆んど丸腰のままで社会に出されて、而も卒業後二年間は労働基準法に制約されて正規の就職が不可能なんです。これらの徒勞徒食のままに巷に氾濫してゐる、こういう状況が今日の社会悪の温床になつておる、さういふ重大な提案理由がでておるのであります。このことを承認なさるのであるか。私ども警察のことを所管いたしております地方行政委員であります。これは容易ならぬことで、これはこのまま放つて置かれたら、この実業教育法といふものですか、さういふものが出てこの欠陥は是正されない。それをどうなさるおつもりであるか、この提案理由はよほど殊に私どもの立場からは重大視しなければならぬ。さういふことについて根本的にどう考へておられるか。

○国務大臣(天野貞祐君) 第一の点につきましては、教育刷新委員会のきめた趣意に現在やつておることが聞かれておらないから、だからそれに副われるやうにして行きたいと思ふ。たださういふ点が新制度の非常な特色だと思ひます。それがたとえ商業高等学校でも工業高等学校でも従来のさういふ実業学校といふものはいわば袋小路に学生を入れてしまつて先に出ることができない。ところが今度の場合によれば実業高等学校といふものはいつでも上の学校に進める、さういふふうに通が開かれておる、だからさういふふうに通が組まれておる、だからさういふこととで私どもはさういふと思ふが、併しそれが早く行かないためにさういふ補足

的な設備をする、こういう案が出て来たのであります。併し私どもはこの案そのまゝ、そういう補足的になるならば差支ないことで、できれば結構なことだと自分はそういう点から思うわけです。

それから第二の点につきましては、そういう中学を出て高等学校に行けないという者に対しては、一方においては私は育英資金を増額して、今までは全体の生徒の二%でしたけれどもこれを本年度は三%にしましたがこれを五%くらいにしたいと思う。そういう途を一方においてと同時に、他方においては定時制の高等学校、青年学校というような設備で以て、学校に行けない子供に対する教育をしようと現に努めておるわけでありませう。だけれどもそれで十分かという点と現在必ずしも十分とは言えませんが、そういう点をひどく心配すればこの法律案の提案のようになるのじやないかと思う次第であります。

○岡本愛祐君 この法律案は拜見いたしますと、強制するのではない、地方の県や又市町村の設置している高等学校や中学校で、こういう実業教育の振興のために設備をしたりなんかすればそれに補助をやる、こういうふうな了解ができたのであります。そこで実業教育費国庫補助法というものが従来あつて、実業教育に対しては国庫から補助しているのではありません。これは今度規則で廃止されることになると思うのですが、それとこの補助の關係とどういうふうになりますかそれを説明して置いて頂きたい。

○衆議院専門員(石井勲君) 従来の実業教育国庫補助法というものは内容が御承知の通り非常に大まかになつておりまして、アップいたしております。それからこの時代の変遷などにも照し合せてみますときに若干じつくりしないものがございまして、時代に即しましてそうしてできるだけ補助の対象などもはつきりするというようなことで、なお民主的な措置をできるだけとろうということ、この法案を提案することになつたわけでありませう。

○岡本愛祐君 そうするとういうことはありませう。今度実業教育費国庫補助法によつて補助をせられておつたものが、この法律が出るにつれて補助法が廃止せられることによつて、従来より損をするという面は出て来ませんか。

○衆議院専門員(石井勲君) 御承知の通りもう予算というものがだんだんなくなつてしまひまして、たしか前年度までで零同様になつたはずでございまして、損をする所は一つもないはずでございまして。できるだけそれをより立てたいという気持ちですべてやりますので今までもよりそういう点は殖えることと信じております。

○岡本愛祐君 文部当局からも……。

○政府委員(辻田力君) 只今石井専門員からお話がありました。二十五年におきましては実業教育費国庫補助法自身はありますがその裏付けます予算が零でありますから、その關係から言いますと今後新しく補助法的なものができまして、それによりまして地方に行くということになりますとプラスになると思ひます。

○岡本愛祐君 なぜ実業教育が今まで不振であつたか、こういう重大な結果になつて来ているかというのに、実業教育費国庫補助法という法律がありながら予算をとれなかつたのですか、それを伺ひたい。

○政府委員(辻田力君) この法律案を裏付けます予算をなぜとれなかつたかという点であります。これはだんだん補助金が少なくなつて来たこと、その目標は明確に欠いたために従つてそれを平衡交付金に繰入れてやつた方がいゝのじやないかというふうなことであつたように聞いております。

○岡本愛祐君 地方財政委員会側、この問題についてどういふいきさつであつたのかそれを伺ひたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 実業教育費国庫補助法に基く補助金の關係は従来どうであつたかよつと覚えておりません。平衡交付金に入れられたということもちよつと記憶しておりませんので調査いたしましてからお答えしたいと思ひます。

○岡本愛祐君 実業教育が不振であつて、こういう社会悪の温床というやうな感を呈するまでに中学校の實際がなつてしまつたというやうな重大な事柄につきまして文部省の方でそういう実業教育の国庫補助法という法律がありながら手をよう打たなかつたというやうなことはとんでもないことだつたと私は思うのであります。過去のことには仕方がないですがもと本氣になつて努力をして頂きたいと思ひるのであります。

それからも一つ伺つておきたいの

ですが、この審議会が今度できるのですが地方産業教育審議会、これはこのくらいの程度ならばこんなものを作らなくてもよさうなものですが、中央並びに地方産業教育審議会、殊に地方のほうにはこれが必要がないじやないか。教育委員会があるところは教育委員会がやつたらいいんじやないかというやうな気がするのですが、その点はどういふわけでこういう別のを作らなければならぬのか、それを伺つておきたいと思ひます。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) この点につきましては、従来とかく国だけが一本の中心の線になりまして、画一的な方向になり勝ちであつた教育上の欠陥もいろいろ私ども承知いたしておりますので、この際地方の特殊性といふものをできるだけ尊重して教育の面に生かして行きたいということが一つの考えの根本でありまして、そういう意味で地方の審議会を設けて、地方の特殊性は地方から出て来た教育者の中から教育計画を立てて頂くというふうに基いてやつて行きたいというふうに考えまして地方審議会を設けましたのでございませう。

それから教育委員会をやつたらいいんじやないかというやうなお話でございしましたが、この法案のうちには実は私立学校も含めてございまして、私立学校は教育委員会の所管に属しておりませんので、勢い教育委員会は公立だけということになつておりますが、私立学校も勘案しなければならぬという点で、ここにこゝろいつた意味合の地方審議会を作つたのでございませう。

○岡本愛祐君 私立学校があるために

その又委員会を作らなきやならんと、これはえらい迷惑な話で、これは作れば地方がこれだけたくさん経費がかかるわけですからそれは何とか便法がありさうなもので、私立学校があるがために教育委員会には所管させられない、新たな又同様なものを作らなきやならんということになるのは、甚だこれはまあ地方としては迷惑だらうと私は思ふのであります。

それから補助ですが大体二百億のうち百億は国から補助する、半額補助するといふやうなおつもりであります。これはいつも文部省の補助といふのは、六・三制で見ますとごく半額なんて言ひながら半額よりずっと内輪で五分の一くらいになるのであります。

この点が地方では非常に困るのですね。そういう点に文部省として自信がありますかどうか。この産業教育費の国庫負担補助法なんかの例を見ましてもとても力が弱いことで、二百億なんといふことを言つておられるがその百八十億までは地方が負担しなきゃならんじやないかという気がするのですが、これはどうですかそれを伺つておきたいと思ひます。やれませうか。

○政府委員(辻田力君) できるだけ努力いたしたいと思ひます。(笑聲、「いつてもうさうだ。」と呼ぶ者あり)

○岡本愛祐君 それだから困る。この際地方自治庁のほうのこれに対する意見を伺つておきたいと思ひます。先ほど衆議院側の説明では、この法案が衆議院で審議をされております時に、地方自治庁並びに地方財政委員会側からの意見を十分聞いたというお話がありました。それがどういふふうになつてゐるんですか。これに対してどういふふう

考えておられるのか。それを伺つておきたい。

○政府委員(小野哲君) 私から一応お答えいたしますが、産業教育法案につきましては地方自治庁においても検討を加えて参つておりますので、地方自治庁奥野財政課長からこの内容についてお話を申上げ方が適當かと思ひますのでお聴取りを願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 産業教育振興のために国も積極的な援助をされまことは誠に結構なことだと考えておるわけでありま。で、この法案は奨励といふことを建前にいたしておりまして、地方団体がこれ／＼の活動を必ずしなければならぬといふような方針をとつておりませんし、形式的にはこれがために地方財政を極度に圧迫するといふ問題は起らないように考えるのであります。併しながら国が或る程度の基準を定めました場合には、仮にそれが奨励的なものでありましても、地方団体と住民との関係におきまして、どうしても無理をしましてもその基準に達するようにやりくり算段をしなければならぬやうな状態に迫込まれるだらうと思ひのであります。それで一体どの程度の地方が財政負担をするのかといふことになつて参りますとこの法律案では明らかでないのでありま。す。先ほど来い／＼議論がありましたように政令で基準を定めることになつておるわけでございます。で、その政令が現在の国民経済或いは国民負担の状況と照し合せまして無理のないところで作られるのでありま。したら、もとより地方財政には混乱を生じま。せんし又そのやうな角度で政令が設けられ

るのであらうといふに我々は期待をいたしておるわけでございます。

で、専ら負担は政令の定め方によるわけでございますけれども、立案者のお考えによりますと七十九年度二百億圓といふふうにご想像されておるわけでありまして、そのうち国が百億圓を負担するといふお話のようでございます。国が百億圓を補助金として出します場合には国民負担として二百億圓要るんだといふこと、更に又国民負担として二百億圓が可能なから国から百億圓を奨励的な意味で特定の地方団体へ出そうと、こゝういふやうな計画の下に行われ

るだらうと考えるのであります。で、理論的に考えました場合には国が補助金として或る程度のものを出します場合には、経費の全額が幾らであるか、それが国民経済において受入れられる額であるかどうかといふことを判断して私は出されるであらうと考えるのであります。で、二百億圓金が要るものであるならばそれを負担しますものは究極のところ国民であります。従ひましてそれを国から百億圓出し地方団体から百億圓出す。国から百億圓出すからどこかで百億圓が生み出されて来るだらうといふやうな安易な考え方で、ここに百億圓の補助金を決定はされな

いだらうと私は期待いたすのであります。たゞ／＼従来は国と地方の財源の割振り方が理論通りに行つておりま。せんので遺憾なことでございますが、将来におきまして我が国の政治の自由性を回復されますならば、国と地方の公共団体との間の財源の割振りの問題を私は最終的には国会において審議され決定されるであらうと期待するものでございます。国権の最高機關として

国会において総合的に判断して国の百億圓の支出も決定されまして、その間においては地方におきましてその程度の負担が可能であると言わざるを得ないであらうと思ひますし、合理的に国と地方との財源の割振りが行われるであらうと考えるのであります。

第二に今岡本さんからも問題になつておりましたやうな地方における審議機關の問題でございます。これは我々は政府部内におきましてい／＼負担が立案されます際に、地方におきまして常に各省に對しまして要望いたしておるものでありますけれども、責任のな

い諮問機關はなつた作らないやうにしま。してもいい、殊に若しどうしてでも作るという場合にはその法律には必置機關にしないで、作ることができるといふ建前をとつてもらいたいといふたふうなことを申上げて参つておるわけでございます。

第三に非常に小さい意見でございますけれどもこの委員会の定数は条例で定めることになつておりまして、その条例案は教育委員会法の六十一條の例によることとなつておりまして、原案は教育委員会が作るということになつております。で、現在知事と教育委員会との間におきましてややもすれば対立的な氣運を醸し出して参ります際に、非常に小さい問題につきまして殊更に原案は教育委員会で作るんだといふことを法律的に明示されますこと

知事直接の所管になつておるわけでありま。す。そゝういたしますと、殊更教育委員会が原案を作るのだといふことは、知事の所管に關する部分につきましてまで教育委員会が原案を出すのだといふふうにお書きになることでございます。この点は非常に小さい問題でありま。すけれどもよく御検討を願つた方がいゝのではなからうかといふふうに思つております。率直に現在地方自治庁、地方財政委員会として考えております点を申上げた次第であります。

○衆議院議員(長野長廣君) 只今岡本委員長からいろいろ有力な御意見並びに御質問がございました。私からも少し補足してお答えいたします。実業教育国庫補助の問題につきましては、実は昨年、二十六年年度の予算編成の際に私も大蔵省當局へ理解をさせるために参つた一人でございます。で、文部當局からも連絡がありましたので特にこの実業教育国庫補助問題について力説をいたしました。その當時文部省からは、幾らかの要求がしてありましたが殆んどその五分の一ぐらゐに削られまして何でも二千万圓をこ／＼であつたと思ひます。そこで私は當時の事務次官と面会をいたしまして、これでは到底実業教育を實行することはできない、私も実は今日は実業教育国庫補助金の復活についてお話を参つたけれども、僅かに二千万圓を全国にばら撒いたところでこれはむしろ兒戯に類する、より以上これは滑稽になりはせんかと思ひ、であるから一体あなたは日本の実業教育振興についてどういふお考えを持つておられるかと、こゝういふことを聞きましてところが、當時の事務次官は全く自分はこれではいか

んと思ひ、むしろ日本の今後の教育改革の点においてはい／＼ある、特にこの実業教育の振興といふことは思ひ切つてやらなければいかん事柄であると思ひ、ついでに長野さん、一つ来年度はこれについてももう少し思ひ切つた案をお作りになつたらどうですか、私は実はそこでも懇望せられたのであります。より以上私も二千万圓の復活なんていふことには言葉を挟まずして、そのまゝ帰つて来たやうなわけでございます。これが実業教育法令はあるけれども、特に産業教育振興に關する法令を作ることを必要なることを私は痛感した次第であります。

それから次に従来文部省の出しておる補助金がややもとすれば予約通り、或いはそゝういつた感じを与えられておつた通りに実現しないといふ御心配のあることは、これも過去の実例から見て御尤ものふしもあると思ひます。然るにこの問題につきましては御承知の通り議員提案でありまして、特に立法府が非常な力を加えてこれを実現するに至らんとおる次第でございますから、い／＼／＼これが実施をせられる段になりましたらば我々としてしましても又何とか参議院關係の各關係委員会或いは議員各位に特に一つ監視をして頂きまして、我々において議員の職能を全うする意味においても、一つ過去のややもすれば予定通りの予算の出なかつたことのないやう一つ御協力を願ひたいものであると思ひます。

それから次に中央産業教育並びに地方産業教育の審議會の問題でございますが、私どもの考えとしては、は、どうも従来産業教育といふことは地方

の産業経済教育或いは勤労者の生活文化各方面に亘りましてややもすれば乖離しまして、縁遠いものになつてしまふという傾向がありまして、現に学校名は秘しましけれども或る高等学校のごときは、地方の非常な進歩した而もこれは東京のような進歩した産業を基礎にしておる実業高等学校、これらのごときは殆んどその地方で現在使つておる機械その他の設備を全然有せないのであります。そして私どもが視察に参りました際には当業者の中から特に、二台の機械を貸して貰ひましてそれを実験に使つております。それからなおお調べ頂きましたならば恐らく全国の代表的な工業地帯等におきまして、その工業地帯の一般工業者のやつておる仕事と学校の実習と比べて見ましたならば、私の調べたところでは殆んどその八割までは全然持つておらんような、甚だしきは三十八年なんて学校創立の際にこしらえた機械がそのままであります、織物機械も何にもない。これがどうも学校当局の意見を聞きまして一致するところでありまして、こういう状況では到底学校が職能を果し得ざるのみならず生徒は不安に陥り、父兄も又落胆するところという状況なのであります。

そこで先ず私どもとしては地方の高等学校につきましてはその地方の産業界の代表者も加つてもらひ、又これに事業携わつておる勤労階級からも代表者に加つてもらひ、産業教育に係した特に関心を持つておる人の中からも加つてもらつて、そして我が国の地方産業教育は如何にあるべきかということに策定をしまして、これに基づいて予算その他あら

ゆるこの産業教育に関する要素を一つ検討し、これと脱合せて運営させるような必要があるのではないかと、こう考えた次第でございます。いわば簡単に申しますと、地方の産業、経済、文化等々と実業教育がかけ離れる虞れを先ず根本においてこれを一つなくすると、そして基礎付けられたものがいよいよゆるそこへ作り上げられましてならば、産業経済その他万般の変遷に伴つてその学校が職能をよりよく果し得るやうに周囲からもこれを援助してもらふということも必要であります。かたがた達識の士がこれに参画しておられるということが産業教育の遅れをとらない根本の要素であると考えまして、こういう委員会を作ることに計画したのであります。委員長の御意見のやうに方々で実はそういう意見が出ました、こういうものはもう大体においてはなくして行きたいという希望も出ました。併しこの実情特にこの産業教育の性質から申述べました結果、それならばよからう、成るほどそういうことならば一つ置いておきなさい、今まではこういう了解を得て来た次第でございますので、どうぞ一つこの辺をお汲みとりを願ひたいと思ひます。

○西郷吉之助君 十八条で先刻いろいろ政府側の説明がありましたが、少くとも地方に負担をかける以上は国の負担、地方の負担は政令で定めるといういわゆる弱いのではなく、国の責任をはつきりして負担率というかそれはこの法律によつて明確にして置くべきではないか。今まであつた廃止の補助法案、この法律であつても十分なことができなかった、文部省の無力な面から、これが今回折角補助するといふ

ことなんでしょうから、政令ではどうも安心してこの法案を審議することができないので、地方に迷惑をかける虞れがあるのだからこのところをはつきりこの法律のうちに明記すべきではないか。文部省の過去の実績等からしてそうする必要があるのであるからうか。

○衆議院議員(長野長廣君) 私も全く同感であります、実はそのために十八条の明文の中に二分の一という数字を書入れてあります。ところがこういうことになりまして一体この法律全体がもうこれは予算法律みたいなものである、こういう法律は実は認めんことになつておるといふのが大蔵当局の話でありました。ところが幸ひにこれはやつてもよろしいという順序で来ましたが、特に二分の一という数字を入れたことは、これは将来いろいろの面において不都合を生じて来る、特に最近における法律案の作定についてはこういう数字だけは絶対に入れてはいかんことになつておる、だからこれをのけなさい、こういう嚴重な要求を受けました。併し私どもは更にこれをそれぞれの面について力説しまして、これがなければいかん、現に私も代議士になる前に文部省におつたときの例もありまして、或る種の教育奨励金が地方へ廻つた場合に他に流用されるという事例もありましたから、そういう事例も述べまして極力努めましたけれども、併しこの二分の一とか三分の二とかいうようなそういう数字を書入れるということは絶対にいけないというので、ここで止むを得ずそれでは仕方がないがこれ／＼の数字については認めてもらいたいといふことで、先日大蔵当局がここで言明されましたように、大体

大蔵当局としては或る程度まで安心のできるような答弁を頂いたのであります。

ただ問題は今後における監督でありまして、これはどうか一つ文部当局だけにでなく、先ほども申し上げましたように立法機関としてもできる限りこれには注意をいたしまして、そういうこれまでのような悪い傾向に陥らないやうに特に努力して頂く点で何とか一つ御了承頂きたいと思ふのであります。

○西郷吉之助君 今、長野文部委員長のお話ですね、よく御苦衷はわかるんですが、長野さん御承知の通り今日までは実業教育費国庫補助法という法律があつたが実績はもう殆んど今までのやうな、更に大蔵省のお話でした、御承知の通り地方の財政には二十四年度に配付税の制度があつたんです。平衡交付金の総額は三十三点幾らとコンマ以下二桁まできめた法律があつたんですが、大蔵大臣たる池田君がそれを勝手に法律を破つて半分に切つて六百六十数億にしたことがあるのです。そういうふうなことがあつたから、今日補助法を廃してこの法案を出されるのはいいが、最も肝心な負担率をここにきめておきませんと、大蔵省はそう申しまするがそれをそのまま我々がとりましますと全くゼロになることがあります。それはもう實際なんです。というのはもう予算において国の財政上というその言葉一つで法律できまつておることでも半減した例があるのです。又今年の平衡交付金を御覽になつても、地方の財政は非常に困つておるが地方において起債が百八十五億、平衡交付金において百九億に削つた現状なんですから、そういうふうな

今長野委員長のお話はよくわかりますが、長野委員長が考えておられるのはつきり責任を負わんのですね、大蔵大臣は。ですから法律を廃して置いて今度はこの法案を出したが且つその率ができまつていないと、實際の予算編成のときにはいろいろの問題が出て来ますから勝手に削られてしまふんです、これはもう御承知の通りなんです。だから我々地方財政に關係のある者としては、法律できめてある配付税でも半分も切るくらいだから、こういうふうな文句で言つておけば全く大蔵省のわなにかつたやうなもので、司令部と交渉してこうきめたと言われればそれきりでどうにもならない。そういうことを文部省は多年に亘つて知つておるなから、又こういうふうな弱腰でこれをこれ／＼というやうなことを若し文部当局考へたならば非常な誤りじやないかと思ふ。天野大臣も短期間であるが大臣御就任以来文部予算のなかになか取りにくいことは経験済みなんです。長野委員長の御苦衷はわかりませんが、更に今度は予算に組まなければならぬ、更に全額地方負担になるというやうな虞れが多分にあるのです。私は教育關係の費用が非常に重大であり必要であるといふことはよくわかつておるんですが、もう現政府の本年の予算を見ても必要な経費を多額に削つています。年末手当の支給は五十八億を五十億削つた、そういうふうな現状にある。ですから私はこういうやうなことであつてはどうかというわけにいかんと思ふ。重ねて長野さんの御意見を承りたいと同時に文部当局のこれに対する考え方をちよつと伺ひたい。

○衆議院議員(長野長廣君) 只今の御発言については全くの過去の実情に基いた御意見でありまして何らこれに反対もありません。むしろ私は先ほど申し上げたように自分が文部行政に携つた昔からの経験から見ても非常に困難であると思います。ところがそこはもう西郷さんも御承知の通り、なか／＼今これを法案を提出するまでにい／＼喚問がありまして、実は殆んど最後まで載つておりましたけれども、必ずしも大蔵大臣や文部当局の意見だけではありませんが、そこにい／＼申したい事情がありまして、これだけはこの中に数字を入れることはできないといふところへ参つたわけでございまして、これはもう私どもの微力であるかも知れませんが、どうも聞いてみると必ずしもそれだけじゃないわけでもございませう。数字を割込むといふのは絶対にいけないといふのは必ずしも大蔵当局の意見だけではないのでありまして、そこは実はこの法案の重大性から見まして御了承頂きますと、これが実現につきましては一つ今までのような弊に陥らないように、実は先日ここに主計局長が来て言明したこともありまして、又これは恐らく財政当局の常識だと思ひます、とても横紙を破つて過去の言質を弄むるというやうなことは全然ないといふことを我々は確信してゐる次第でございます。まあ一つここは御了承を頂きよろしくお察しを願ひまして、後の実現については御協力をお願いする、こういうふうにお願ひいたします。

○国務大臣(天野貞祐君) 私もこれは非常にむづかしいのではないかといふ懸念を持つてゐるのであります。です

から西郷さんの御心配は私もこれは心配に堪えないのでございませう。けれども長野委員長もこの点については十分お互い協力してやろうといふことでございませうから、私はできるだけこれをやるというお答えをするよりいたし方ございませう。

○岡本愛祐君 私どもも実業教育の振興といふことについては現在もつとつとやつて頂かなければいけないと考へてゐるものであります。併し地方行政の立場に立ちますと、こういういふ趣旨の議員立法がだん／＼できて来るんですがそのしわ寄せが地方財政の方へ大部分来てしまふ。今日参議院の本会議にかかつた利根川総合開発なんか十年間に二千四百億の予算でやり上げる、地方も半分或いは三分の一負担しなければならぬんですが、これはもう大変なことでありませう。それから又文部委員会にかかりました教科書の無料配布の問題、又教育公務員の特例法によりまして長期療養の問題、皆非常に趣旨は結構なんです。そのしわ寄せは皆地方財政に来てしまふ。この問題はこの法案についてもそれを心配するものでありますから我々連合委員会を申込んだわけでありませうが、最後にちよつと伺つておきたいんですが、今度この法律が通りますと大蔵省と文部省乃至地方財政委員会と交渉してございませう、これは平衡交付金へ入れているのだ、いないのだといふ問題が起つて来やしないかと思ふんです。私はこれは平衡交付金の外ではつきりやつて貰ひたい、又平衡交付金に入つてゐるんだ、いないんだといふ問題が起ると非常に困りますから平衡交付金の中に入れてないこと。それから十八条一項と

二項とどういふ関係になつてゐるんですか、どうしてこういふふうな一項と二項と書き並べてゐるのか、その関係。それから二項の方の第三号の「産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費」どうありませう、人件費の方はどうなるのか、そういう増員をすれば高等学校ならば都道府県の費用でしようが、これは全額都道府県が負担しなかつても半額は国の方で補助するといふ意味か。又中学校でこういうものを設けますれば、それは今は中学校の教員も県の方が負担しておつてくれますが、それも県が負担して県の方が半額国庫からもらふのかどうか、それはどうなのか、そういうことを意味してないのかどうか。それから四の「その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費」これは教科書なんかのことも含んでおるのか、教科書を中学校で配布しますときに半額は国庫から来るのかどうか。この法案は設備施設の不十分なることを十分にすると、それから教員の不足を不足がないようにするとか、それから教科書なんか足らないならば教科書をやるというところが非常に重きをなしてゐると思ふんですが、その点はつきりして置きたいと思ひます。

○衆議院専門員(石井易君) 只今お尋ねのございました教員の人件費などは含むか含まないかといふ問題につきましましては、お手許の十九条の所をちよつと御覧頂きますと末尾から二行目の所に「運営に要する経費」、運営という文字を入れておられます。ほかの方は全般的にすてに御承知の通りいゝゆる施設、設備費といふものに大部分重きを置いておられますが、この条においては特に「施設又は設備」のほかに運営という文字を入れたのは、人件費或いは学生生徒のいわゆる生徒費、学生費といふもの、実験に要する経費など、そういうものを含めたつもりでおります。この条項は御覧頂けばわかります通り丁度満十五歳で中学校の義務教育を終えまして、そしてつと上の方へ正規の教育を受けかねるという者の概数として百万以上おられますが満十八歳までの三千年、これが累積したしておりますこれらの人々に対しての産業教育といふのに大いに重点を置かなければならぬ。そこには先ほどお話がございました通り、中学その他において相当な設備も又人を要する次第でございますから、特にこれは運営という文字を入れたら、予算では例外的な大幅の国庫補助をいたした次第であります。この点は財政当局でも相当この法案について最初は実は困るというお話があつたほどでございまして、それからだん／＼折衝し説明しまして納得して頂いたものでありますから、そこらの人件費は国庫からやり予定いたしております。大体の予定の予算がもらえれば出し得るはずであります。それから第十八条二項の第四号のところ「その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費」、その中に教科書などが入つておるかといふお話がございました。これは教科書の問題は最初の方の六条に教科書としましては大きい問題が実は山積いたしましたので、これを今回同時に片付けるにはいとまが過ぎたからこゝういふ大きい問題の所在だけを示したのであります。或いはこの問題を根本解決するに時間を要しますれば、

教科書などの問題も只今のお話の十八條二項の第四号に考へて出して行くこともあり得ると思ひますが、教科書は根本的には今の第六条で以て引續いて解決をお互いに努力しなければならぬことと思つておる次第でございませう。それから十八条の二項と二項との関係でございますが、十八条の第一項の方の問題は、全国的に先ず必要な基本になるところのものを一定の基準に従つて一律の標準で行こう、こういう考え方になつております。それから第二項の方は何と申しますか、特殊性と申しますか、重点主義と申しますか、前の基準の上に必要と認められたものを、基準にかかわらず重点的に或いはローカルの特色を尊重して出して行く、こゝういふ考え方になつております。それから平衡交付金の中へ入れるつもりかどうかといふ問題でございませうが、この問題は一番大きな問題でございませうから、最初から委員長が大蔵大臣とお話になりますとそれから平衡交付金とは全然別途のものという建前でお話をいたしております。なお私どもが主計局長その他とお話をいたしましたときも、なおあと申し上げたいかどうかが知りませんが、関係方面へ行きまして特に平衡交付金と切離してこゝういふことをやることは如何かと質問が出ました。それについての説明も十分向うで申上げて了承を頂いたものでございませう。初めからしまいでこれは平衡交付金の別の問題として参つております。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませうか……それではお諮りいたしますが、本法案に対する文部・地方行政の連合委員会はこれで打切つて

よろしうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越儀郎君） それではこれにて連合委員会は閉じることになります。

午後零時三十七分散会

出席者は左の通り。

文部委員

委員長

理事

堀越 儀郎君

加納 金助君

成瀬 幡治君

若木 勝藏君

木内キヤウ君

木村 守江君

高田なほ子君

波多野 鼎君

梅原 眞隆君

高良 とみ君

高橋 道男君

矢嶋 三義君

岩間 正男君

岡本 愛祐君

石村 幸作君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

衆議院議員

文部委員長

長野 長廣君

国務大臣

文部大臣

天野 寅祐君

政府委員

地方自治

政務次官

小野 哲君

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

衆議院事務局側

常任委員

会専門員

地方自治庁 奥野 誠亮君

財政課長

文部省初等

中等教育局長

事務局長

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

辻田 力君

石丸 敬次君

竹内 敏夫君

武井 群嗣君

石井 易君

横田重左衛門君